平成２６年（フ）第９２号
兵庫県川西市石道字下ノ垣内210番地の１１－702、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目76番地５
破産者　澤登　　朗
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目７番16号、前住所兵庫県川西市花屋敷１丁目５番18―604号
破産者　カフェピリョこと　久保　光余（旧姓新川）
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目６番15号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目11番21号　エクセル武庫之荘401号
破産者　田宮　清貴
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄神木61番地１
破産者　近藤　信子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
福岡県久留米市善導寺町与田98番地10
破産者　上村　和人
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５７号
福岡県小郡市小郡630番地71
破産者　多田　　創
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１５号
福岡県久留米市善導寺町飯田456番地３
破産者　山下　匡史
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３５６号
北九州市小倉北区熊本２丁目５番18号
破産者　村上　和久
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２９号
北九州市小倉南区志徳２丁目３番５号
破産者　川上　雅夫
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６２４号
北九州市小倉南区志徳２丁目３番５号
破産者　川上富美子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６３２号
北九州市若松区修多羅１丁目２番14号
破産者　玉井　　潮
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村523番地１
破産者　中嶋　健二
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
佐賀県鳥栖市今泉町2265番地１　リバティハウスⅡ－５
破産者　ヤマグチこと　山口　　要
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
鹿児島県鹿屋市川西町4668番地８　久保貸家４号棟
破産者　有留　和朗
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
鹿児島県肝属郡肝付町新富6946番地３
破産者　窪田　　豊
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
岩手県花巻市太田第29地割115番地
破産者　折居　彰太
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８４号
愛知県豊田市栄町５丁目14番地７
破産者　大嶋　昌子
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
愛知県豊田市本地町９丁目22番地　エバーグリーン101号
破産者　河口　雅也
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改112番地
破産者　吉田　隆至
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９９２号
大阪市中央区島之内１丁目12番26号　スワンズ心斎橋イースト904号室、住民票上の住所大阪府高槻市東城山町18番８号
破産者　石橋一夫こと　石橋　和勇
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係